

受動喫煙対策の明示について

就業場所が異なる求人を法人単位で一括して受理する場合で、就業場所ごとに受動喫煙を防止するための措置内容（以下「受動喫煙対策」という。）が異なる場合は、求人票上の受動喫煙対策については、就業場所欄の最初に記載のある就業場所に関する受動喫煙対策を明示し、その他の就業場所については別添の様式を適宜活用する等により、就業場所ごとの受動喫煙対策を明示してください。